

令和 6 年度 教育行政基本方針

令和 6 年 4 月

斑鳩町教育委員会

も く じ

1	はじめに	1
2	教育基本方針	2
	令和6年度の主要施策	2
第1	幼児教育の充実	3
第2	学校教育の充実	4
1	子どもの未来が輝く新しい教育の推進（斑鳩町教育大綱の基本方針）	4
1	「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進	5
	(1)少人数教育の推進 (2)「ALT（外国語指導助手）」の配置	
	(3)小学校における「教科担任制」の導入 (4)児童生徒の「読解力」向上の推進	
	(5)「特別支援教育支援員」の加配	
	(6)「通級指導教室」による子どもの自立をめざした個別の指導	
2	「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用	8
3	歴史と文化を継承する「郷土（ふるさと）学習」の推進	8
	(1)「いかるが楽（がく）」の推進 (2)「法隆寺英語案内」の充実	
	(3)「郷土（ふるさと）学習」の推進	
4	「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進	10
	(1)道徳教育の充実 (2)生徒指導・教育相談の充実	
5	学校体育と学校保健指導の充実	13
6	学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行	14
7	特別支援教育の充実	15
8	安全教育の充実	15
	(1)発達段階に応じた防災教育の推進 (2)感染症予防対策の実施	
9	食育の推進	17
第3	生涯学習の推進	18
1	生涯学習の充実	18
1	生涯学習機会の充実	18
2	公民館機能の充実	18
3	図書館機能の充実	19
2	社会教育の充実と家庭・地域の教育力の向上	19
1	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進	19
2	人権意識の高揚	20
3	家庭教育の充実	20
4	幼児教育の充実	20
5	子ども・若者育成支援の充実	21
3	生涯スポーツの推進	21
1	生涯スポーツの充実	21
2	活動拠点の整備・充実	22
4	文化・芸術の振興	22
1	文化・芸術にふれる機会の充実	22
5	文化財の保全と活用	22
1	歴史文化資源の保全・活用	22
2	歴史文化情報の発信	22

1 はじめに

令和2年2月28日に、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への一斉臨時休業の要請が政府から示されて以降、4年が経過しました。この間、学校では子ども達の健康、安全を第一としながら学びを保障するため、様々な側面で「新たな生活様式」として、行事の精選、教育課程の実施（授業時間の確保）、安全管理、児童生徒のケア、勤務形態の整備などが行われてきましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと引き下げられ、学校現場ではポストコロナ期における新たな学びが実践されることとなりました。

そして、小学校は2020年度（令和2年度）から、中学校は2021年度（令和3年度）から、教師をはじめとする教育関係者が「子どもの側に立ち、子どもを主語にする」という学ぶ側からの視点で捉え直し、新たな学びの着実な定着、教師の質の向上と数の確保、デジタル化への対応などを総合的に進める「令和の日本型学校教育」が推進されているところです。このことを受けて、斑鳩町の各学校では全ての子ども達の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを融合した、主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、学んだことの記憶ではなく、学んだことをとおして「何ができるようになるか」、その目標を実現するために「何を学ぶか」、その内容を「どのように学ぶか」を整理した教育実践を、子どもの発達に応じて展開しています。

今後も継続して、学ぶ喜びを共感し合える学校づくりを推進し、子どもが「行きたい学校」、保護者が「行かせたい学校」、教職員が「働きたい学校」を創ってまいります。

生涯教育にあっては、住民のみなさんがあらゆる機会をとおして学ぶことができ、その学んだ成果が地域づくり、担い手づくりへと広がり、それぞれの地域で生涯学習が活発に行われるよう取組を進めてまいります。

そして、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』を創造する、その主役となる「人づくり」の事業を推進し、子どもの未来が輝くまちをめざします。

2 教育基本方針

斑鳩町 教育理念「育てよう和の心」

- (1) 和の精神をもとに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力をつけることができる教育をすすめます。
- (2) 生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめます。
- (3) 歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめます。

学校教育は、新しい時代を担う、心豊かなたくましい幼児児童生徒の育成を目指した、将来に持続可能な教育を推進するという重要な役割を担っています。

斑鳩町立幼稚園・小学校・中学校は、「斑鳩町教育理念―育てよう和の心―」に基づき、豊かな人間性と創造性を備えた、将来に持続可能な力を持ち、社会の発展に貢献する人間の育成に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行となった後も、基本的な感染症対策を行いながら、本年度も学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護・活用等に向けた施策を実施してまいります。

令和6年度の主要施策

令和6年度は、令和5年度の実施状況を検証し、改善策を講じながら「第5次斑鳩町総合計画」に基づいた取組として、児童生徒の「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を推進します。

第1 幼児教育の充実

幼児期は、小学校以降の生活や学習の基盤を育成する極めて重要な時期です。そのため、子どもの発達や学びを幼稚園・保育園・認定こども園から小学校へ、小学校から中学校へ、しっかりつないでいくことが大切です。

このような状況を踏まえ、斑鳩町では、**斑鳩町「幼・保・こ・小連携推進プログラム～斑鳩町「幼保こ小」の円滑な接続のために～」**を作成し、「公私の壁」「校種の壁」を越えて、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目指して取り組んでいます。

斑鳩町では、幼稚園においてその生活や学習の基盤となる次の**「3つの力」**の育成に努めます。

1 個別の知識と技能の基礎

子ども達は、遊びや生活の中で豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できたりするようになってきます。つまり、「体験して得る」ことによって、知識や技能の基礎を育みます。

2 思考力と判断力などの基礎

遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなどを使いながら、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりできるようになります。つまり、学習したことを発展させていく力（思考力・判断力・表現力等）の基礎を育みます。

3 学びに向かう力、人間性などの基礎

心が成長して向上心をもって生活できるように頑張ろうとする力が育つようになります。つまり、よりよい生活を営もうとする、心情や意欲、態度を育みます。

この、3本の柱（3つの力）の実現と充実を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園における「アプローチカリキュラム」並びに、小学校第1学年における「スタートプログラム」を完成させ、幼児期の教育・保育から小学校教育へと、子どもたちの健やかな「育ち」と「学び」をつなげてまいります。

第2 学校教育の充実

教育は、子ども達一人一人の人格の完成を目指すものであり、子ども達が将来にわたって幸福な社会を営んでいく上で不可欠です。したがって、斑鳩町では知識理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を推進し、「何ができるようになるか」「何のために学ぶか」を明確化した授業の創意工夫と、少人数指導（少人数学級編制・少人数授業）による個に応じた効果的な指導の一層の充実に取り組んでまいります。

また、「ChatGPT」などの生成 AI が飛躍的に進展し、教育現場にも広く浸透しつつあります。「ChatGPT」などの活用に当たっては、学習効果の活用や個別指導の実現、教育コストの削減等のメリットと、依存の問題やプライバシーの問題、情報の信ぴょう性の問題等のデメリットを検証しながら、学校教育への導入を考えていく必要があると考えています。

今後も引き続き、豊かな人間性など「時代を越えて変わらない価値のあるもの」（不易）を大切にしつつ、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」（流行）に的確かつ迅速に対応していく教育を進めてまいります。

1 子どもの未来が輝く新しい教育の推進

斑鳩町教育大綱の基本方針

- ① 子どもの「生きる力」を育む教育活動を推進します。
- ② 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を提供します。
- ③ 子ども一人ひとりに応じた支援を充実します。
- ④ だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します。
- ⑤ 歴史的・文化的遺産を生かしたまちづくりを推進します。

斑鳩町では、本教育大綱の基本方針を踏まえ、子ども一人一人の発達過程に応じた教育を行い、学びの意欲が高まり、社会的自立に向けた基礎的・基本的な資質や能力を育ててまいります。

1 「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進

(1) 少人数教育の推進

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、少人数による個に応じたきめ細かな指導を進めることにより、「つまづきの解消と意欲を高める学び」、「習熟度に応じた学び」、「社会性・人間性を養う学び」の実現をめざします。

① 「少人数学級編制」並びに「少人数指導」の実施

- ◇小学校第1、第2学年の学級規模を30人以下とします。
- ◇小学校第3学年から中学校第3学年までの学級規模を35人以下とします。
- ◇基本的には「少人数学級編制」を基準としますが、校長がより高い教育効果が得られると判断した場合は、「少人数指導」によるチームティーチングの実施を可能とします。

また、公立小学校の学級編制を35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行され、令和3年度から5か年をかけて、1クラス当たり35人に引き下げられることになりました。

このことを受けて、斑鳩町では新たに少人数教育の見直しを行い、これまでの少人数教育に加え、1学級当たりの平均児童数に応じた教員の加配措置を講じることにしました。

② 1学級当たりの平均児童数に応じた教員の加配

小学校第3学年から中学校第3学年において、1学級当たりの平均児童生徒数が31人から35人となる学年の数に応じて、教員を加配し、習熟度指導又はチームティーチングによる少人数指導を実施いたします。

◇30人を超える学年が3学年以上の場合、2人の教員を加配。

◇30人を超える学年が2学年以下の場合、1人の教員を加配。

(2) 「ALT(外国語指導助手)」の配置

斑鳩町では、国際社会の一員として活躍する人材を育成する観点から、小・中学校に各1名のALT(外国語指導助手)を配置し、学級担任とALTの役割を連動させた、チームティーチングによる外国語(英語)学習を展開しています。引き続き、子ども達が豊かなコミュニケーションを図りながら、「生きた英語」を学ぶ機会としていきます。

(3) 小学校における「教科担任制」の導入

斑鳩町では、平成29年度から英語の専科教員を配置し、外国語学習の充実化を図ってきました。また、令和6年においても小学校高学年において、**教科「理科、算数、体育」において専科教員による教科担任制授業**を実施するとともに、**教科「理科、体育、社会、書写、家庭」において、授業の交換方式による教科担任制授業**を実施する予定です。

学校により教科に異なりはありますが、この教科担任制の導入により、「学級間における学びの差の減少」、「授業内容の向上」をめざします。

また、県内外の児童・生徒間でのオンラインによる交流授業を今後も引き続き実施し、子ども達の能動的な学びの実現を目指します。

(4) 児童生徒の「読解力」向上の推進

毎年実施されている全国学力・学習状況調査結果や、PISA調査(世界79か国・地域で3年に1回行われる国際的な学力調査で、15歳3か月以上16歳2か月以下の学校に通う生徒が対象)等の結果から明らかになった「読解力」や「知識を活用する力」等の課題は、これまで本町が捉えていた課題と合致する結果となりました。このことから、本町では「読解力」や「知識を活用する力」を育成する委員会(「**斑鳩町『読解力』向上推進委員会**」)を立ち上げ、教員を対象に「学力観の転換」と「授業改善の促進」に取り組んでいます。

[授業改善による学習支援プラン]

斑鳩町立小中学校教員で組織する「斑鳩町『読解力』向上推進委員会」

では、本町の全国学力・学習状況調査結果を分析・検証し、次の4点を主な視点として授業改善による学習支援プランを立て、実施しています。

- (1) 教員の学力観の転換を図る。
- (2) 「読解力」の育成に向け、全教科等をとおした言語活動の充実を図る。
- (3) 教員が自分の授業を振り返り、授業改善の促進を図る。
- (4) P D C Aサイクル＜(Plan:計画)、(Do:実行)、(Check:評価)、(Action:改善)＞の確立を図る。

子ども達が生きる近未来は、答えが一つではない、答えが予測できない社会であり、そんな社会で求められる資質や能力は、**「学んだことの記憶ではなく、学んだことをとおして何ができるようになるかである」**とされています。

この授業改善による学習支援の充実を図り、他者とのコミュニケーションの中で、相手の置かれている状況や感情・伝えたいことを把握し、理解する力を日常の様々な場面で学ぶことができるよう、取り組んでまいります。

(5)「特別支援教育支援員」の加配

斑鳩町では、幼稚園、小学校における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童に対する学校（園）での生活上の介助や学習活動上の支援などを行う、「特別支援教育支援員」の計画的な加配を行っています。

引き続き、支援員の配置を行い、支援・配慮を必要とする幼児児童が安心して学校(園)生活を送ることができるよう努めてまいります。

(6)「通級指導教室」による子どもの自立をめざした個別の指導

斑鳩町では、平成 31 年度に斑鳩東小学校に**通級指導教室「いかる」**を開設し、令和 2 年度には斑鳩小学校に**通級指導教室「さざんか」**を開設しました。そして、令和 3 年度に斑鳩中学校に**通級指導教室「なごみ」**を開設し、令和 5 年度には新たに斑鳩西小学校に**通級指導教室「みむろ」**を開設いたしました。

引き続き、通級指導教室での学習をとおして、自立活動を進めながら児童生徒が抱える学習上・生活上の困難を改善するための指導を行っています。

2 「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用

斑鳩町では、新しい時代に必要となる資質・能力として、「学びに向かう力」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」の習得をめざし、児童生徒が『自ら考え主体的に行動できる力』を身に付けるためのツールとして、一人一台のタブレット端末を活用した学習を行っています。

これは、国の GIGA スクール構想（「児童生徒一人一台のタブレット端末及び大容量の通信ネットワークの整備を一体的に行い、全ての児童生徒に質の高い教育の実現を図る。」）に基づき実施しているもので、家庭での自宅学習にも活用できるよう、家庭への持ち帰り（貸出）を行っています。

斑鳩町教育委員会が定めた「タブレット端末『家庭活用ガイドライン』」を基に、児童生徒が「安心・安全・快適」にタブレットを活用できる環境を整えています。

3 歴史と文化を継承する「郷土(ふるさと)学習」の推進

斑鳩町は、日本で初めて世界遺産に登録された「法隆寺」をはじめとする仏教寺院や、国史跡と出土品が国宝に指定された「藤ノ木古墳」など、日本国家形成の重要な舞台となった時代をもつ、悠久のまちです。また、令和5年（2023 年）に、「法隆寺地域の仏教建造物」世界遺産登録30 周年を迎える、日本を代表する歴史的文化資源と自然環境や街並みが一体化した、「斑鳩の里」としても親しまれています。

そうした斑鳩町で生まれ育った子ども達が、自分たちの住むまち「斑鳩」を見つめ、その素晴らしさを再発見し、その良さを広く発信していくことができるよう、「郷土(ふるさと)学習」をとおして、豊かなコミュニケーション力や思考力・判断力・表現力を培ってまいります。

(1) 「いかるが楽(がく)」の推進

斑鳩町では、令和3年度に「いかるが楽(がく)」を立ち上げ、令和4年4月から、町立小・中学校の9か年をかけて、「聖徳太子の『和』の心」と「斑鳩八

景(斑鳩の文化・歴史・自然)」について学習する「郷土（ふるさと）学習」を教育課程に位置付けて実施しています。

子ども達は、この「いかるが楽（がく）」をとおして、次のような資質や能力を身に付けます。

- ① 先人たちによって育まれ、守られてきた伝統や文化に立脚した広い視野と深い認識をもち、理想を実現しようとする高い志や意欲をもって、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができる。
- ② 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠と共に伝えとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりをもって多様な人々と協働していくことができる。
- ③ 変化の激しい社会の中でも、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら課題を発見・解決し、新たな価値観を創造して行くとともに、さらなる認識と新たな課題の発見や解決につなげていくことができる。

(2)「法隆寺英語案内」の充実

斑鳩町立中学校では、毎年、法隆寺を訪れる外国人観光客を対象に英語による『法隆寺案内』を行っており、観光客から大変喜ばれています。

この取組は、参加する生徒にとって法隆寺の歴史を学ぶことができるとともに、生きた英会話力を培う絶好の学びの場となっています。

引き続き、本取組の充実を図り、国際社会で活躍する資質と能力をもち備えた生徒の育成に取り組んでまいります。

(3)「郷土(ふるさと)学習」の推進

現在、斑鳩小学校では『能楽』を、斑鳩西小学校では『茶道』を、斑鳩東小学校では『和太鼓』を教育課程に位置付けて行っており、子どもたちは、それぞれの学校で特色ある体験学習を行っています。

引き続き、地域に存在する伝統・文化を継承していく大切さを認識し

合い、地域を愛し、郷土に誇りをもつ子どもの育成に取り組んでまいります。

4 「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進

子ども達が、自らを律しつつ、自己を確立し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていくことは、社会全体の願いです。

斑鳩町は、どのように社会が変化しようとも、「時代を超えて変わらない価値のある教育」を推進してまいります。

(1) 道徳教育の充実

子ども達が活躍する将来は、未来予測が困難な社会が到来すると言われています。そうした中、さらにグローバル化が進展し、これまで以上に異なった歴史や文化をもつ人々と対話し、協働していくことが必要になってきます。そのような社会の中では、主体的に考え判断する力や高い倫理観をもち、時に意見や考えが衝突したとしても、よりよい方向をめざしていこうとする資質や能力が求められます。

斑鳩町では、こうした力をもち備えた児童生徒を育成するために、これまで道徳の授業で見られた、読み物の登場人物の心情理解のみにとどまった内容であったり、分かり切ったことを発言させたりという偏った形式的な指導ではなく、しっかり『**考え、議論する道徳**』への転換を図り、学校教育全般をとおして横断的に取り組む道徳教育を推進してまいります。

(2) 生徒指導・教育相談の充実

生徒指導は、学習指導とともに、学校の教育目標を達成するための重要な教育活動であり、児童生徒の自尊感情や自己有用感の育成、規範意識の醸成など、人格の形成を図る上で大きな役割を担っています。

斑鳩町では、教職員の共通理解を図り、予防的な指導を積極的に行い、家庭と連携して、組織的・継続的な指導・援助に努めます。

① 生徒指導体制の確立

斑鳩町では、町立小・中学校の生徒指導主事（生徒指導主任）で組織する「斑鳩町生徒指導連絡協議会」を定期的開催し、児童生徒の自己指導能力を高めるため、校種間連携を図りながら、次に掲げる3つの『積極的な生徒指導』を推進してまいります。

※ 自己指導能力とは、児童生徒が日常生活のそれぞれの場で、他者との関わりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる「力」を言います。

《「開発的な生徒指導」に努めます。》

「子どもどうしが相互に認め合い尊重し合うことができる」、「他者とかかわり合いをとおして、自分をかけがえのない存在、価値のある存在として捉えることができる」など、自尊感情や自己肯定感を高めることにより、子どもの自信、やる気、確かな自我を育てます。

《「予防する生徒指導」に努めます。》

「登校をしぶる」、「頻繁に保健室に行く」、「早退や欠席が目立ち始める」など、気になる行動を表す子どもに初期段階でかかわりをもち、子どもが抱えた課題が深刻化したり、新たな課題へと発展したりしないよう指導・支援に努めます。

《「課題解決的な生徒指導」に努めます。》

子どもが関わるトラブルや学校不適応等、生活・発達上の諸課題等を迅速に解決するため、学校・家庭が関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携・協働して、個に応じた指導・支援を行います。

② 「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進

斑鳩町では、児童生徒の暴力行為・いじめ等問題行動や、学校不適応などの課題に適切に対応するため、県教育委員会から派遣され

ているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加えて、斑鳩町採用のスクールカウンセラーを配置しています。

引き続き、“心の教育相談”の充実に向け、子ども達の心の変化をしっかりと受けとめ、児童生徒一人一人に寄り添いながら指導・支援をしてまいります。

また、「学校へ行きたいけど行けない」「家から出ることができない」子ども達が、「楽しくすごせるところ」「基礎的な学習を学べるところ」、そして子ども達の「人とのかかわりが育つところ」として、「子どもと親のフリースペース『くるむ』」を開設しています。

さらに、令和6年4月から斑鳩の子ども達の社会的自立を支える「“アイ・キャッチ”プロジェクト」を開始します。このプロジェクトは主として「未然防止」と「初期対応」の2つの柱で充実を図るものです。未然防止は、すべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力ある学校づくり」を進めることを基本としており、「初期対応」は、前年度まで休みがちだった児童生徒を中心に「“なぜ、休みたいと思うのか”ということにこだわり、かかわる」取組と、初めて休む児童生徒の「2日目の欠席に深くかかわり、休みを長期化させない」取組を、並行して実施するものです。

斑鳩町では、不登校児童生徒が学校に登校できるようになることのみを目標にするのではなく、社会的自立に向けた「力」を育み、一人一人が幸せな人生を送ることができるようになってくれることに視点を当てた支援を行っています。

③ いじめ防止に向けた取組の充実

「いじめ防止対策推進法」には、『いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの』と規定されています。斑鳩町は、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを強く認識し、「斑鳩町いじめ防止基本方針」に基づき、組織的・計画的ないじめ防止対策を講じます。

特に、「いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復し、守っていく」ことを旨とし、「迅速に対応し、その状況の悪化防止に努め、真の解決を図る」ことを最優先に取り組みます。

また、その解決に当たっては、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を交えて、組織的・計画的に取り組んでまいります。

④ 情報モラル教育の充実

子ども達が、これから生きていく時代において、情報活用能力は不可欠であり避けて通ることはできません。インターネットやスマートフォンは、安全に正しく使用すればとても役に立つ便利なものです。しかし、残念なことに、誹謗中傷やいじめの温床となったり、事件や犯罪に巻き込まれたりしていることも事実です。

そのような中、令和2年7月31日付け文部科学省通知、並びに同年9月11日付け奈良県教育委員会通知「学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」により、中学生の学校への携帯電話の持込みを認める考え方が示されました。

このことを受けまして、斑鳩町では、町立小・中学校のすべての児童生徒に対し、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等に関する指導にこれまで以上に積極的に取り組みながら、学校における携帯電話の取扱い等がより適切に行われるよう、「小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定し、取り組んでいます。

引き続き、すべての児童生徒が犯罪被害の加害者・被害者とならないよう、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を展開してまいります。

5 学校体育と学校保健指導の充実

斑鳩町立小・中学校では、筋力や瞬発力、持久力などの向上につながる「行動体力」と、体温調節や免疫力など身体的なストレスに対して働く「防衛体力」をバランスよく向上させる取組を展開しています。

毎年実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、本町の小・中学校児童生徒の体力・運動能力は、校種や学年、種目、男女によって差異は見られるものの、県平均、全国平均と比較して著しく低いという状況にはありません。しかし、種目によっては課題も見られますことから、各小・中学校では次のステップに沿って、自校の課題の改善を図る「体力向上アクションプラン」の立案・実践に取り組んでいます。

- (1) **ステップ 1**：自校の児童生徒の実態を把握する。
- (2) **ステップ 2**：「課題解決シート（課題分析、目標・計画設定）」を作成し、その明確化を図る。
- (3) **ステップ 3**：体育の授業を中心とした、体力向上推進プランニングシートを作成し、計画的に取り組を進める。

引き続き、児童生徒が、個々にめざす目標（各ステップ）を達成することができるよう取り組を進めてまいります。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

6 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行

これまで学校の部活動は、学校教育の一環として、学校の教員が実質的に無償で担ってきました。しかし、近年は教員の多忙化が大きな社会問題となかなか、特に中学校の教員は休日であるはずの土日に部活動の指導をしていることが、長時間勤務の大きな要因となっています。

また、少子化に伴って野球やサッカーなどの団体競技のチーム編成が困難になる学校も出てきています。今後も生徒数の減少が見込まれており、これまでのような部活動の維持が難しくなると考えられています。こうした背景から、学校部活動を地域のスポーツクラブなどに移行するための取組が全国的に進められています。

また、スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に作成した「学部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から7年度の3年間を「改革集中期間」と位置付けて、公立中学校の

休日の部活動を段階的に地域移行していくとしています。平日の部活動については、地域の実情や進捗状況に応じて次のステップと位置付けています。この国の動きに合わせて、奈良県も令和8年度からの完全実施を目指しています。

斑鳩町では、令和6年度、7年度の2年間で「改革集中期間」と位置付け、令和8年度実施に向け取り組んでまいります。

7 特別支援教育の充実

斑鳩町では、特別支援教育支援員を各幼稚園、各小学校に配置し、幼児児童一人一人の個性や発達段階に応じた一貫した特別支援教育を展開しています。また、小学校と中学校が継続した支援を行うため、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校のすべてに「通級指導教室」を開設するとともに、斑鳩中学校並びに斑鳩南中学校を対象とした「通級指導教室」を斑鳩中学校に開設しています。

また、平成28年4月に手引書「個別の教育支援計画」～将来の豊かな生活を支援するために～を作成するとともに、町立幼稚園、保育園、小学校、中学校の「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の形式を統一化し、幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行ってまいります。

引き続き、町立幼稚園・小学校・中学校における校種間の円滑な連携・接続を進め、適正な就学に向けた相談・支援の充実に努めてまいります。

8 安全教育の充実

安全教育のねらいは、「幼児児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を確保するために、学校施設や通学路等の環境を整えること」にあります。

斑鳩町立幼稚園・小学校・中学校では、このねらいに沿って「学校安全計画」を作成し、教育活動全体をとおして、学校安全の3領域（「生活安全＜不審者、熱中症、校内での事件・事故等＞」、「交通安全＜様々な交通場面での危険＞」、「災害安全＜自然災害や火災等＞」）において災害が生じた際、幼児児童生徒が「自ら考え、正しい選択をし、行動することができる

『危機回避能力』や『危機対応能力』を、身に付けることができる」よう、取り組んでいます。

引き続き、各校園の「危機管理対応マニュアル」の見直しを適宜行い、実践的な防災対策、安全対策に努めるとともに、「学校安全ボランティア」や「子ども110番の家『パゴちゃんの家』」、「奈良県不審者情報『ナポくんメール』」等を活用し、地域のみなさまのご協力を得ながら、幼児児童生徒の安全対策に努めてまいります。

また、改正道路交通法（令和5年4月1日施行）により、すべての自転車利用者について、**乗車用ヘルメット着用が努力義務**となりました。このことを受け、斑鳩町立の小・中学校では、子ども達一人一人が「自らの命は自ら守る」意識をもち、交通社会の一員として安全を第一に考えた行動ができるよう、奈良県警察西和警察署の協力を得て、「自転車安全運転実技講習会」を実施しています。

(1) 発達段階に応じた防災教育の推進

町立幼稚園及び小・中学校では、幼児児童生徒が、火災、地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるとともに、日常的な備えができるようになることを目標に、それぞれの発達段階に応じた防災教育に取り組んでいます。

① 幼稚園

- ・日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができる。
- ・災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できる。
- ・危険な状態を見付けたときに、近くの大人に伝えることができる。

② 小学校

- ・安全な行動の大切さがわかり、安全のためのきまり、約束を守ること、身の回りの危険に気付くことができる。（低学年）
- ・災害時における危険を認識し、日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる。（中学年）
- ・これまでに学習した内容を一層深め、様々な場面で発生する危

険を予測し、安全な行動ができる。（高学年）

③ 中学校

- ・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
- ・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
- ・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

幼児児童生徒が、こうした力を身に付けることができるよう、引き続き、火災発生時、地震発生時等を想定した避難訓練を行うとともに、幼稚園、小学校においては、「地震発生後の引き渡し訓練」をあわせて実施し、保護者のみなさまにとりましても、安全で安心できる防災教育に努めてまいります。

（２）感染症予防対策の実施

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引き下げられ、「with コロナ」「ポストコロナ」の学校教育が求められるところです。引き続き、学校保健安全法の規定に基づき、学校におけるインフルエンザ等感染症の集団感染予防及び感染症発生時の感染拡大防止に努めます。

9 食育の推進

食育の目的は、生きる上での基本となる知育、徳育、体育の基盤となるもので様々な経験を通じて「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択し、健全で健康な食生活を送ることができる人間を育てることにあります。

町立小・中学校では、「食」の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を計画的に推進しており、引き続き、ふるさと教育や地域経済の活性化を図る上からも、地元産食材を使用した安全で安心な給食を推進してまいります。

給食費については、引き続き、給食費の一部助成を行ってまいります。

第3 生涯学習の推進

学ぶことや創ることの喜び、スポーツで身体を動かしたときの爽快感や充実感、美しいものに触れたときの感動は、人々の心にゆとりと潤いをもたらします。

斑鳩町では、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の実現に向け、学習やスポーツ、芸術、文化活動といった生涯学習活動を活発にし、歴史文化資源の活用や歴史と文化の保全・継承、そして新たな独自の文化の創造に取り組むとともに、次代を担う子ども達が、斑鳩に誇りと愛着をもち、豊かな感性や創造性、思いやりをもって生きる力を育める環境整備を図り、豊かな心を育てる生涯学習のまちづくりを推進します。

1 生涯学習の充実

1 生涯学習機会の充実

多様化する住民の学習ニーズに対応し、年齢や障害の有無に関わらず誰もが気軽に参加でき、生きがいつくりにつながるよう、学習する機会の拡充と内容の充実を図ります。

地域における生涯学習活動に対する支援では、少子高齢化等により参加者が減少傾向にあることから、より多くの自治会が支援制度を利用できるよう補助対象事業の要件の緩和と補助額の見直しを行います。

2 公民館機能の充実

公民館は地域のみなさんにとって最も身近な学習拠点としてだけでなく、交流の場としても重要な役割を担っており、公民館が快適で魅力的な施設となるよう、施設の充実・適切な維持管理に努めます。

また、多様化する住民の学習ニーズに対応できるよう公民館教室の休日開講の充実や季節限定の特別教室の開講など、住民の方により参加していただきやすい環境づくりに努めます。

令和6年度は、公民館教室として通年の27教室（中央公民館23教室、東公民館3教室、西公民館1教室）のほか、季節限定の教室を開講します。

3 図書館機能の充実

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが気軽に図書館を利用し、読書に親しむことができるよう、住民ニーズや時代のニーズに合った蔵書の充実と電子書籍を利用できる電子図書サービスの普及・充実に努めます。また、他の図書館や専門機関との連携など更なる図書館機能の向上を図るとともに、レファレンス（調査相談）や地域に密着したサービスの提供に努めます。

令和6年4月から、図書館の日曜日の開館時間を30分早め、平日と同じ午前9時30分からとするなど、引き続き、住民の方が図書館サービスを受けやすい環境を整備します。

2 社会教育の充実と家庭・地域の教育力の向上

1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進

子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中、これからの「予測困難な社会を生きる力」を子ども達に育むためには、学校だけでなく、地域全体で子どもの成長を支える仕組みが必要となります。その視点は、新学習指導要領においても、基本的な理念として「社会に開かれた教育課程」の実現という形で示されており、子ども達には、社会とのつながりの中で、自分たちの力で社会や人生をよくできると感じ、希望に満ちた未来に向かって力強く進んで欲しいと思っています。そのためには、学校と地域が連携・協働した教育活動を充実させることが必要です。

斑鳩町は、学校と保護者と地域みなさんが力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校」への転換を図るため、斑鳩小学校、斑鳩南中学校に「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」を設置し、「み

なさんの声が反映される学校！」「みなさんが教育活動に参画できる学校！」「地域ぐるみで子どもを育てる学校！」をめざします。

2 人権意識の高揚

「人権のまちづくり」を進めるためには、一人一人が自分自身の課題として、生涯を通じて人権問題について理解を深め、行動に移していくことが必要であることから、人権セミナーなどの学習会、研修会を充実させ、関係機関等との連携を図りながら人権意識の高揚を図ります。

3 家庭教育の充実

家庭は、子ども達の健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点です。核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、家庭教育について学習する機会を提供することなどにより、家庭教育の充実を図ります。

家庭教育講座では、町立幼稚園の園長、小・中学校の校長等を講師に迎え、地域社会全体で子どもを育む機運を高めます

4 幼児教育の充実

幼児期における教育は、基本的な生活習慣や意欲、態度などその後の人間としての生き方を大きく左右する基礎を培う重要なものです。引き続き、幼児教育の一層の充実に努めます。

また、幼少期の本との触れ合いが、その後の読書習慣に大きく影響を与えられる中、幼稚園、保育園の5歳児を図書館に招待し、本の読み聞かせや自ら絵本を選び、借りることができる「**図書館ご招待デー**」を継続して実施するとともに、「**電子図書館サービス**」、「**学校おはなし訪問**」、「**斑鳩町子ども司書養成講座**」、「**読書手帳の配布**」などの取組をとおして、子どもの読書離れ防止を図り、感性や表現力、創造力豊かな子どもの育成に努めます。

5 子ども・若者育成支援の充実

豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成など、子どもや若者が成長・発達するための基盤づくりを支援します。

引き続き、自立した責任ある大人として社会へ踏み出していく二十歳という人生の節目を迎える未来を担う青年の門出を祝い・励ますため、「二十歳のつどい」を開催します。

3 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの充実

誰もが楽しみながら、体力づくりや健康づくりができる生涯スポーツを推進するため、スポーツ教室の開催やスポーツ団体の育成、友好都市等とのスポーツを通じた交流機会の充実を図ります。また、総合型スポーツクラブには、育成支援を行いながら連携し、生涯スポーツの振興を図ります。

第2回となる「いかるがの里 聖徳太子マラソン」については、10月に「ファンランの部」、2月に「マラソンの部」を開催します。

2 活動拠点の整備・充実

中央体育館については、スポーツ施設及び避難所としての環境を向上させるため、風の影響がない輻射式パネル冷暖房システム等の空調設備を整備するとともに、住民サービスの充実と利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済サービスを導入します。

また、引き続き、『斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例』に基づき、住民の最も身近な教育施設である学校体育施設開放を充実させ、生涯スポーツの振興を図ります。

老朽化等により運営を休止している町民プールの代替事業として、町外のプール施設の利用料金の一部助成制度については、大人の利用券1枚につき小人

3人まで無料とし、子育て支援の一層の充実とともに、町民のスポーツ及びレクリエーションの振興等を図ります。

4 文化・芸術の振興

1 文化・芸術にふれる機会の充実

各種芸術・文化の発展と意識の向上を図り、文化・芸術にふれる機会づくりとして、「斑鳩の里文化芸術祭」を開催します。

また、美術創作活動を通じて、郷土の美術振興に寄与する「斑鳩町美術協会」に対して支援を行います。

5 文化財の保全と活用

1 歴史文化資源の保全・活用

法隆寺や藤ノ木古墳をはじめ、本町の豊かな文化財や遺跡を保存・継承するため、現存する近世・近代を含めた地域に残る文化財や文化資源について、町指定文化財の候補となる文化財を含め、その調査・研究をすすめます。

また、史跡藤ノ木古墳石室特別公開や史跡中宮寺跡歴史公園におけるイベント開催やコスモスの栽培など、魅力的でわかりやすい文化財の活用に努めます。

2 歴史文化情報の発信

本町を訪れる人だけでなく、本町住民にも斑鳩の歴史と文化について理解を深めていただくために、より魅力的な歴史と文化の情報を、拠点施設をはじめ、さまざまなメディアを活用し、広く発信を行います。

斑鳩や法隆寺・聖徳太子に関係する地域資料を収集、整理し、「聖徳

太子歴史資料室」において、その情報を提供するとともに情報発信にも努めます。

文化財活用センターでは、近年に実施した発掘調査の成果を紹介する春季企画展「**発掘調査速報展 新たに見つかった斑鳩のお宝**」や藤ノ木古墳発掘調査40周年プレイベントとして、秋季企画展「**(仮)大和の大型横穴式石室の被葬者にせまる**」を開催します。また、「**斑鳩考古学講座**」を開催するとともに、子どもを対象とした「**こども勾玉づくり教室**」、「**ペーパークラフトで藤ノ木古墳をつくろう**」を開催するなど、斑鳩町の歴史や文化について学習ができる機会を提供します。